番号	機材名	仕様
0	総則	(総則)
0. 1	General	1. 中継車の全ての装備、機器および材料は、新品で、未使用のものでなければならない。 2. 受託事業者は、中継車がヨーロッパにおいて、下記の法令の要件に従って使用できることを確保する責任を有する。 法令名:
0.2	制华市安老の西川	品として含めること。
0.2	製造事業者の要件	1. 中継車を製造し、ウクライナ公共放送局に対する義務(製造、研修、整備等を含む)を履行するための全ての業務は、単一の中継車製造事業者によって提供されること。

		ターを有していること。ウクライナ公共放送局からの問い合わせに対す
		る回答、現場での相談、運用上の支援などを含め、ウクライナ公共放送
		局に対するサービスの連絡や交渉は、すべてウクライナ語で行うこと。
		中継車製造事業者のウクライナ国内の直営事務所およびサービスセンタ
		一について、所在地住所、担当者名、電話番号、Eメールアドレスを明記
		したリストを提出すること。
		3. 中継車製造事業者は、ウクライナ公共放送局への中継車の整備サービス
		を直接行うこととし、第三者に委託してはならない。
		4. 中継車製造事業者は、下請け事業者を用いずに、中継車製造の全てのエ
		程を完遂した実績と能力を有していること。
0. 3	完成図書	中継車の引渡し時に、シャーシ、ボディ架装、油圧システム、空調、主電源お
		よび低電圧システム、警報装置など、車両および全ての付属システムに関す
		る操作およびメンテナンスマニュアル、据え付け図、ビデオ回路図、オーディ
		オ回路図、映像・音声コントロールシステム図、電気回路図一式、Factory
		Inspection Record を完成図書としてウクライナ公共放送局に提出するこ
		٤.
		なお、Factory Inspection Record は発注者へ併せて提出すること。
0. 4	Factory	中継車の工場出荷に際して Factory Inspection を実施し、Factory
	Inspection	Inspection Record を提出すること。
		 なお、Factory Inspectionに対し発注者から受注者に対し、検査結果の通知
		は行わない。
		 ・検査項目:機材仕様明細書記載の仕様の確認
		│ │ ・検査方法:機材の動作チェック及び測定器による実測・データー取得
		│ │ ・実施場所:メーカー工場
		 ・立会人:メーカー、受注者、コンサルタント
		 ・検査記録の提出時期:仕向地納入前検査時
		│ │ ・検査記録の提出先:ウクライナ公共放送局及び発注者
0. 5	│ │ │ 仕向地納入前検査	機材を仕向地まで輸送した後、仕向地納入前検査を実施し、立会検査員が立
		会検査記録を作成、発注者へ提出すること。本検査はオンラインでの実施を
		可とする。
		ープニッと。 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -
		する。合格となった場合、受注者は機材費及び梱包・輸送費の 9 割を発注者
		り、 の の の で の の の の の の の の の の の の の の の
		・検査項目:員数、外観、仕様が契約内容に適合していることの確認、輸送中
		の損傷の有無

		・実施場所:輸送条件書に記載の仕向地
		・ 実応場所:
		・作成書類:立会検査記録
		なお、詳細仕様の確認には、Factory Inspection Record を使用する。
0. 6	保証期間	車両および装備の保証期間は、中継車がウクライナ公共放送局に引き渡され
		てから1年間とする。
0. 7	寸法	1. 10 カメラ搭載中継車の 外形寸法は、以下の数値とする。
		◆ 全長12メートル以内
		◆ 全高4メートル以内
		◆ 運転時に全幅が2.55メートルを超えないこと
		 2. 6カメラ搭載小型中継車の 外形寸法は、概ね以下の数値とする。
		◆ 全長 7.7 メートル、全高 3.5 メートル、全幅 2,4 メートル
0. 8	ベース車両 (10 カ	1. 10 カメラ搭載大型中継車のベース車両は以下の仕様を満たすこと。
	メラ搭載中継車)	│ │ ◆ シャーシタイプ、220馬力以上、ホイルベース約5.5~5.
		9メートル
		◆ 排ガスクラス:ユーロ 4 以下
		┃ ◆ 車体右側面拡幅タイプ
		◆ 後軸エアーサスペンション
		◆ 車体総重量27トン
		◆ 燃料タンク容量300リットル
		◆ マニュアル・ギア
		◆ アンチロック (ABS)、アンチスリップ (ASR)、横滑り防止 (ESP)
		ブレーキ
		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		◆ ルーフ・スポイラー
		│ ◆ 手すりが取り付け可能なロック付き乗降用ドア×2(側面および
		拡張部分)
		│ ◆ 各ドアの下のスライド式階段
		◆ 底面部の収納エリア
		◆ エアコン取り付け専用エリア
		◆ 車体右側の拡張部分:約3.2メートル×1.2メートル
0. 9	内部エリア	1. 10 カメラ搭載大型中継車内部は、下記4つのエリアで構成されること
		◆ 制作エリア
		① 制作用卓、5名分作業スペース
		○ MILITATO C BULL WO . V

		◆ スローモーションエリア
		① スローモーション卓、4名分作業スペース
		◆ 音声エリア:2名分作業スペース
		◆ 技術エリア: 4名分作業スペース
		2. 6カメラ搭載中継車内部は、5つのエリアで構成されること
		◆ 音声エリア:1
		◆ 制作エリア:1
		◆ スローモーションエリア: 1
		◆ 技術(エンジニア)エリア:1
		◆ 作業スペース兼変圧器用スペース:1
0. 10	内装	1. 全てのラックは金属製で、防錆のための粉体塗装を施すこと。
		2. 木製の備品は、合板で表面がラミネート加工されたもので製作するこ
		٤.
		3. フローリングは、帯電防止のため塩ビでコーティングすること。
0. 11	空調および冷暖房	1. 要員および装備の両方にとって快適な作業環境を確保するため、中継車
		には、吸気・排気換気システム、冷房システム、暖房システムを装備す
		ること。
0. 12	電源設備	1. 中継車の電源設備に関しては、次の法令や規制の最新版を遵守してい
0.12	E ## 15 III	1. 「福中の電源版論に関しては、外の周节で通過の取得版と近りして
0.12	PE III III	ること。:
0.12	PS MALLA UM	
0.12		ること。:
U. 12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための
U. 12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則)
U. 12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性)
U. 12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令)
U. 12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy
U. 12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流システムに関する各種安全規則)
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流システムに関する各種安全規則) ◆ IEC 60071 power transformers (IEC (国際電気標準会議) 60071
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流システムに関する各種安全規則) ◆ IEC 60071 power transformers (IEC (国際電気標準会議) 60071 電源変圧器規格)
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流システムに関する各種安全規則) ◆ IEC 60071 power transformers (IEC (国際電気標準会議) 60071 電源変圧器規格) ◆ IEC 61558-2-6 safety of transformers regulations (IEC 61558-
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流システムに関する各種安全規則) ◆ IEC 60071 power transformers (IEC (国際電気標準会議) 60071 電源変圧器規格) ◆ IEC 61558-2-6 safety of transformers regulations (IEC 61558-2-6 変圧器安全規則)
0.12		ること。: ◆ EU regulations for the machinery directive (機械指令のための EU 機械規則) ◆ EMC directive and low voltage directive (EMC (電磁両立性) 指令および低電圧指令) ◆ Safety regulations in particular IEC 60831/IEC 61557 for heavy current systems with nominal voltage up to 1000V (IEC 60831/IEC 61557 を始めとする公称電圧 1,000 ボルトまでの強電流システムに関する各種安全規則) ◆ IEC 60071 power transformers (IEC (国際電気標準会議) 60071 電源変圧器規格) ◆ IEC 61558-2-6 safety of transformers regulations (IEC 61558-2-6 変圧器安全規則) ◆ IEC 60309 - plug connections up to 400V, 63A. OB-van require

		カメラ搭載中継車のみに適用)
		◆ IEC 60309 plug connections up to 400V, 25A (400 ボルト25ア
		ンペアまでのプラグ接続に関する IEC 60309 規格) (*6 カメラ搭載
		中継車のみに適用)
		♦ IEC 60947, Low-voltage switchgear and control gear (IEC
		60947:低電圧開閉装置および制御装置)
		♦ IEC/TR 61439, Low-voltage switchgear and control gear
		assemblies (IEC/TR 61439:低電圧開閉装置および制御装置組立品)
		◆ IEC 61643, Low-voltage surge protective devices (IEC 61643:
		低電圧サージ防護機器)
		◆ IEC 61643-21 , IEC 61643-22 Low voltage surge protective
		devices in telecommunication telecommunications and
		signalling networks (IEC 61643-21 , IEC 61643-22:通信および
		信号伝達ネットワークにおける低電圧サージ防護機器)
		2. 機材を正常に作動させるために必要とされる資機材(電源変換プラグ
		や変圧器、電源ケーブル等)を含めること。
0. 13	無停電電源システ	すべての音声・映像・制御システムが、停電によって障害を受けないよう、無
	ム (UPS system)	停電電源システム (UPS) で保護されるよう設計すること。UPS でカバーでき
		る時間は、10分間以上とする。UPS システムの性能は、使用する機器の種類
		に従って計算し、10%の電源供給余力(残量)を確保するよう留意するこ
		と。UPS システムは、有線型 UPS に関する規格 IEC62040-3. 2.16 class 1 を満
		たすものとする。
0. 14	無線周波数	中継車で使用する全ての無線装置およびシステム(無線カメラ、無線通信シ
		ステム等)の周波数は、ウクライナ当局(Ukrainian state center of radio
		frequencies) によってウクライナ領内で使用することが許可された周波数帯
		に準拠しなければならない。
0. 15	映像・音声信号	全ての映像・音声信号は、HD/3G デジタルおよびアナログステレオ音声
		(+6dB)、および、HD/3G 多重音声の要件に則していること。サポートフォー
		マットは、 SMPTE 292M, SMPTE 424M 規格の HD/3G とする。